

主 要 記 事

袁世凱論

ブルジョア的、レボリュウの五月號にアラ
ンドの袁世凱論あり、其の要領を抄す、

袁世凱の政策に對する、道義並に、其の終局の成功に關する、豫測等に就き、其の評論は、區々あるべしと雖も、其の個人として何人も彼を制御し能はざる彼の度胸と、奧妙なる經驗と、は、何人も之を賞賛するを禁じ能はざるなり、實に彼が一九一一年十月再び政界に復歸して以來彼の成せる記録を研査すればする程、倍々驚異すべきもの、如くに見へ此の東亞の偉人(スーパーマン)は何處かに人を魅する所ある譯なり、即ち彼は秩序の紊亂し國家敗壞せる其中に於て一定の目的に到達すべく確乎たる道を進み、敢て急ぐ所なくしかも彼の柔和なる掌に確實に權勢(パワー)の手續を再び握りマキアヅエリ的の技巧を以て、彼らに反對する各方面の分子をよく、計算し、此等の分子を彼れの深き術策の計略に因りて各互に反目せしめ、名人的の巧妙なる手段に基きて世論の偏見と個人の野心とを操り、而して終に其の危機の迫るに際しスマルタルの冷靜無情の態度を以て之を處置するはこれ豈に壯觀ならずや、彼れが共和國の臨時大總統に就任せし當時の狀態と彼れが當時有したりし勢力とを悉知する時は彼れがよく獨力を以て過去二年間努力したる結果、其の勢力を集中し、混沌たる狀態より秩序の端緒を開きたる政策の眞に靈敏なる手腕を見るに足るべし、我等は彼れの手段に多くを遺憾とし非難するを得るも、しかも彼れが彼れの原料を取扱ひて成就したる所の其の技巧に對し

るは、到底之を否認する事不可能なり、其の將來に於て何をあすすべきに關し、袁世凱は既に支那の歴史大なる人物の中に永遠に其の名を記するし得る丈けの事を自力を以て成し得たるは確實なりと云ふべし

今日より袁が共和國大總統として治世間の主要なる出来事を回顧すれば、斷乎たる予盾なき一定の政策を有し、明白にして且つ豫定の行動を示して進みたる各段の出来事たり、而して居れるを觀察し得て興味あるなり、而して彼れの政策たるや袁が最初より淡泊にも國難を救済するの唯一の方法となしたるもの外ならず、泰西の觀察者は支那官憲の主義とせし所の、其の實際に於て行ふ所に通曉し居るもの、其の難も革命の第一の危機に際し袁世凱が君主制の廢止に抵抗し始むる單獨に青年支那の勝勢を保持して止まらざる、其の度胸の由る所を知るに困難なる點を有

せしならん、而して彼等は袁が已に此の如くに宣言したるに關せず袁の如き便宜主義の術策に於ける確然たる能力を有する人物が孫逸仙及び其の革命派の人々の投票により大總統に選舉派られし而して此等の人物が袁の終に民主主義に改變したるを信じ

たるの形跡あるに至りし事情を説明するを以て更に困難となしたるなり、過去二年間の出来事を回顧して、袁世凱が時の來るを中へ待ちて戲曲的のクレーデターを行ひ其の各場合を觀察し彼れが專制政治に其の信念を有するは確乎たるものあるを示し得るなり、然れども其の各階段が漸次貴族政治(アリстокラシー)を復歸せしめんことをその明白なるを示し居るに關せず國民黨の首領等が小供らしくも袁に信を置きたるの事情も亦た之を解するに困難ありしならん、中略袁世凱は大總統として官僚(マンダリン)の術策の一切(名目たり、臨機應變主義、ツポーチニズム)の専門家たり、又た其の相談役に對して用心深く、あらゆる策略に巧妙なる人物たる事を示し得て餘りあり、彼れは其の企劃せる所を實行するに於て毅然たる事其の術策に於て眞に往古のウリツセ(ユリツセ)の概ありと云ふべし、彼れは大膽にも金次第の便宜主義の厲敗せる古來よりの惡習を採用せり(此の風は過去數世紀に於ける支那政府の特徴なり)又た東亞の術策に用(ネボチゼム)並に支那の術策に於て常用せらるる、不正手段を採用せり、然れども凡ての場合に殊に萬事を描きて彼れは古來傳へ來りたる習俗を維持し、孔子の哲學及び道德の保全及び此の孔教に基礎を置ける文(中略)最近の出来事の状況より見るに大總統のなせる所は皆君主制の復活に便ならしめんが爲め熟考し

に歸する、其の社會組織の維持に關し、確實に奮闘し來りしは頗る顯著なりとす、

袁世凱の政策の政治及び財政に關するものを見るに明白に中央行政の在來の秩序を再設するに傾き居れり、輿論は人民の本性及び慣習に反抗して生じ來らんとせる新制度に反し當然生ずべき反動を靜かに承認し力を開港地に在る青年支那の是非勢力を有し居る新聞紙は此の事を非立憲となせしも一般人民は立憲の何たるを解せず、此等の筆者及び政客の異論には無頓着の態度を確かに示したり、彼等は共和的理想と聯想する流血並に匪亂の速かに終るを想ひたり、希望し居れるも、輿論の存する所は何所にても皆強力なるなり、袁が法律及び秩序を回復するに於て成功せん事を希望するに在りたり、此の如くにして大總統が冬至に際して政治會議の議決に基き大壇に於て祭禮をす事に定めて以來人民の眼に在るは單に行政者、政治家たる以上重要な或る者たるの感を生ぜしめたるあり、此の記すべき決定をなせし以來袁世凱は其の論理的結論に向ひて其の最初の政治的信念を實行するに至れり、其の結論は、彼等漢人の日常生活に關係し居れる舊並に青年支那の聖像破壊者が破壊せんとして強迫せし事物を復舊せしむるに在ればなり、支那の歴史より之を解釋すれば、天壇に於ける祭禮に主者としての大總統が祭冠を戴きて現出するは孔教の社會制度の中心點たる帝王の直ちに復舊する前兆たるが如くに見ゆべし(中略)最近の出来事の状況より見るに大總統のなせる所は皆君主制の復活に便ならしめんが爲め熟考し

たる上採りたる政策の證左たるを示す多くの要點あり、但し其の復舊の時節は何時なりやとは別問題あり(但し袁は明白に之を先知居れり)抑も革命の勃發當時に際し袁世凱が當時の皇室を以て君主國の君主となし其の在來有したりし弊政を復舊すべき權力一切を取り去る事を主張したるは頗る顯著なる事實に上り、又た一方に於て清朝の退位の上諭たる自ら任意的に退位したるも其の退位たるを決して永遠的に退位する意味の文字を避け、ある事を忘るべからず、君主制の機關は巧に保存せられ今日なほ完全に存在し居り、大總統府に接し居る場所幼年の皇帝は天子たる古來の待遇と威嚴を享有し且つ日々宮廷に於ける事を見而して紫禁城内の禮節は依然として舊の如くに存し居れり、二年前の退位の上諭を記述したると同じ巧妙なる手は、昨年十月大清皇帝より大總統袁世凱に於て贈りたる其の大總統就任式に對する祝詞即ち薄倫具子語讀めるものを記したるに相違なきなり、此の祝詞は、皇が共和政府に委託せる國家の統治權に關し依然として其の興味を有し居るを公然と示し居るなり、又た現在の北京の政界に於ける状況の中著るべき特色の最後のものとして大總統が用心深く選擇せる内閣員あり、これは最も輕き特色と云ふを得ざるあり、此の内閣員は之を集め見れば支那の政治組織中の主要なる部分として帝位を代表し居るなり、又た袁世凱の政治會議の議員や、各省に於ける代表者等は、大總統を以て曾て太子と保として呼べる人々となす、而して彼等は遠き古へよりの慣習に反對せる變革を好まざる人々あり

○支店及出張所 大阪、横濱、横須賀、神戸、吳門司、佐世保、舞鶴、沼津、京城、臺北、臺中、打狗、天津、漢口、上海、大連、北京、倫敦、紐育、漢堡、瀋州

日清汽船株式會社
上海出帆(漢口)
每週月夜半浦東棧橋ヨリ發
每週木夜半浦東棧橋ヨリ發
每週土夜半郵船棧橋ヨリ發
上海支店
電話 輸出宿直 四七五
輸入庶務 一三三九
船客 三二五五六
黃浦灘路第五號
浦東棧橋 四七四
電話 監督 一八七四
內河 一〇八七
漢口宜昌線 一ヶ月六回
漢口湘潭線 一週二回
漢口常德線 一週一回
九江南昌線 一月三回

大倉組株式會社
東京市銀座通二丁目七番地
電話 三〇七九
大倉益昌碼頭浦東事務所
上海九江路第拾七號
電話 三〇七九
株式會社 大倉組 上海支店
輸出石炭 二八〇六
輸入會計 二八〇六
支店長室 三〇一四

亂を経て各地の機關殆んど破壊され又起つ能はざるに至り、目下政治的不安の念殆ど一掃せられ秩序次第に恢復せしむるに拘らず、支那内地の商業依然として振はざるは蓋し爲替機關の系統山西票號と共に地を拂ひたること、主なる原因たらざるは、

蒙古滿洲の各地に跨り二十二の票莊互に支店を掲げて相聯絡し唯一の爲替機關たりしを以てかの革命に伴ふ混亂の影響により一時に活動を停止するや容易に復活すべからざる一大瘡痍を蒙るに至り、今廿二莊の資産負債を見るに未拂債務約二千萬兩債權三千五百萬兩の多額に上りパランスに於て千五百萬の債權を有するも同様に打撃を受けたる支那經濟界之を決議し得るの能力なきを奈何せん、此事たる獨り爲替業者たる山西票號の損失たるのみならず、之と直接間接に關聯せる經濟界一般の大打撃と云はざるべからざる。

一般社會は陰に陽に其蘇生復活を翹望し昨年以來政府の向外資を輸入し救済策を取らんことを要求せる票號代表者の運動に關しては、何人も多大の興味を以て注視を怠らざる所なり、該運動の効果未だ擧がらざるも其後一日も中止せらるにあらず、

一方には政府を説き他方には直接外國資本家と折衝しつ所謂金融借款なるものを訂結せんとて運動頗る力めたり、此項傳ふる所によれば、

交涉漸く進み票號代表者范元樹、侯垣、侯增芳、馬聚英の諸氏はオーストリアの華利銀行組合代表者戴瑪德氏との間に假契約を締結し財政部を通じて大總統の批准を要請せり云ふ、今其重なる條項を擧ぐれば左の如し、

一名稱 一九一四年支那政府維持山

西爲替業者金融借款
二金額 五千萬元(約二千萬磅)其半額は何時より歐洲市場に於て募債す支那政府は之に批准を與へ一九一四年何月何日英國駐支那使に通告す
三指定用途 山西票號の國民滙通銀行設立費として用ひ北京に本店を置き各省に支店を設く
四担保品 不明
五公債證書 五百枚(額面五百法)五十分に分て償還す
六利息 年五厘(百分の五)を二期に分て支拂ふ
七特典 元利償却の際支那政府より課税せらるることなし
八償還期限 一九三四年某日より支那政府を通じて償却を開始し抽籤法によりて五十年内に完済す
九擔當期限 二十年とす其後に於ては何時たりとも償還し得べし但し二五五厘(百分の二五)の割増を附すべし
又三十年後に於ては六ヶ月前に支那政府を通じて公文を以て該銀行組合に通牒すれば割増を要せず
一〇發行價格 八十二(發行費を計算しあれども)印紙税は別に計算す
一一取扱銀行 英國中央銀行又は該銀行組合の指定せる銀行
一二前渡金 本契約成立の日より三十日以内に支那政府に五百萬元を前渡し第一、次募債金中より控除す
一三監督權 銀行組合より監督一名を派遣し支那政府より任命せるもの一切の事務を管理す別に熱練せるもの一人を派遣し財政事務を司る但し營業及用人に關しては支那人の自由たるべし
一四監査役 帳簿は支那語及英語を用ひ監査役として償却の時迄外國

人を置く
條件の大體は五國團の要求しつゝ、ありと稱せらるる所と比較すること其嚴格彼に比して劣ることなし、支那の府の容易に批准せざるを知るべし然れども國民一新の際經濟の中樞機關を設立するはかの支那政府の改造借款と室も輕重あることなし彼は政府の生命を繋ぐべく行政費を供給し此は商業界の循環系統を正すべく民間に資を送るあり、金額に差異ありとも雖も國益を増進するに敢て大小ありと言ふべからざる殊に該借款は八旗生計費借款と共に第二次五國借款中に計上せられたりとも雖も既に第二借款は七百五十萬磅に減額せられ且つ一方には國家の欠る借款をあるに當否に就ては問題とされる際ならば之を單獨なる民間の借款とすの勝れるに如かず而して昨今商界の情氣を一掃するに却て幣制改革の實行よりも差當り効果あるべしと思はる我等はその必ず近き將來に於て或形態の下に實現せらるべきを信せんと欲す

各省財政の困難

▲今後の難題は▼
▲中央に在らず▼
總統財政を現規し歲出入に於て舊稅を整理し新稅を推し歲入に於て舊稅員を淘汰し機關を裁併し宣統三年の豫算に準じて之に多少の斟酌を加へ財政會議に召集せる各省派遣委員を以て中央政府に對する今後の上納金額を確定せしめ、尙ほ各省當局者に對し此旨命令を發し且つ中央政府に可成速かに外債より獨立せんとすの希望を表明せり、今各省に相當たる上納金額なるものを擧ぐれば即ち左の如し、

江西	1,000,000	湖北	1,000,000
安徽	1,000,000	湖南	1,000,000
山東	1,000,000	山西	1,000,000
直隸	1,000,000	福建	1,000,000
河南	900,000	陝西	900,000
雲南	800,000	新贛	800,000
甘肅	800,000	廣西	800,000
貴州	800,000	蘇州	1,000,000
合計	3,000,000		

如上の一事は中央財政に於ける鹽稅鐵道其他の收入確定せられたるに伴ふて現在の中央總經費每月五百萬元を支辨し優に二百萬元の剩餘を來したること及六月未支拂ふべからざる短期外債の償還に充つべき五國團との新借款承認されしことと二事と相應し支那財政の好景となりて我等祝福の至りに堪へざる所なり然れども茲に尤も留意すべきは各省委員より承諾せる上納金額が果して豫期の如く中央に納付され又各省財政に何等影響あきや否やの問題是れなり、即ち支那紙幣之に就き各省の上納金を能くするべき場合三つの難題に逢着せざるべからざるものありて爲せり、其三難問題とは、(一)各省委員は今回命せられし上納金額通り果して滞りなく上納し得べきや(二)宣統三年豫算は概して兩本位なるを以て、一回の財政部は六錢四分の割合を以て上納し得べきや(三)從來中央を以て上納し得べきや(四)從來中央又は隣省より補助を受け來りし省分は今後果して其省に就き自立し得るの方法あるや是れ第一に對する困難は政府より殆んど強迫的に命せられたる丈け事實上期限通りに上納するに就き甚だ困難を來すもの、如し、

第二に對する困難は各省の銀價同一からざることに於て一般に六錢四分の割合を以てするは不可能に近し即ち南方諸省の諸稅は多く時價を以て徵收し居れるが現金缺乏の爲め湖南

江西等は一兩餘の換算なりと云ふ今之を六錢四分を以て準せば必ず問着を免れらるべく寧ろ紙上の空談に近し第三に對する困難は吉林、黑龍江、貴州、新疆、甘肅、熱河等の自立策講求せられしにも拘らず實は到底不可能なりと稱せらるるに視て知るべきなり

既に各省の上納金額に對する三難問題を紹介せる我等は中央財政の如何に整理されたるにせよ直ちに之を以て支那財政困難の解決と見做し難きなり、何となれば中央財政だけは前述の如く新借款を以て短期外債を償還し且つ今後の總經費が鹽稅鐵道其他の收入にて支辨せざるとしても各省に至りては殆んど強迫的に上納金を割當てられたる事情あるを以て政府の命に抗する能はざるよりして勢ひ地方財政を亂して迄も中央に奉行せざるべからざる羽目に陥り或は其影響は決して財政一方面にのみ止らざるを恐るればなり、斯く見れば今後財政は中央の權力確實にせられたる丈け之に伴ひ其困難は中央に在らずして寧ろ地方に在りて見ざるべからざるに似たり我等は深く此點に留意し研究するの肝要なるを思はざるを得ざるなり

新地方官制

久しく滯滞せし地方官制は今回復完成し去月二十三日公布せられたり、左に之を錄して讀者の參考に供す

▲省官制
第一條 省に巡按使を置く、全省民政各官及巡防警備等の隊を管轄す、並に政府の特別委任を受け財政及司法行政及其他特別官署の行政事務を

● 營業種目
輸入 綿糸 綿布 雜貨
輸出 棉花 肥料 絹綿麻布

● 伊藤洋行
上海福州路十五號
電話 三三九八

● 伊藤洋行
漢口露租界瑪律街五十八號
電話 租界 二八八
支那支那 一一八

● 本支店
大阪、神戸、京都、東京、一之宮、京城、上海、漢口、馬刺尼

● 東京海上保險會社
● 明治火災保險會社
● 日本火災保險會社
● 共同火災保險會社
● 東京火災保險會社

● 代理店
海三井洋行
上海三井洋行
(電話 一八一七)

● 文路第壹號
申込所 山口商店
(電話 三四五九)

● 大石橋營口間

監督

第二條 巡按使は其職權或は特別委任に依り省令を發することを得

第三條 巡按使は所轄地方官吏の命令或は處分が法令に違背し或は公益を妨害し權限を侵越せりと認めたる時は之を停止し或は撤銷することを得

第四條 巡按使は所轄地方官吏に對して懲戒に付すべき者と認めれば大總統に呈報し懲戒を請求し並に内務部に咨陳す

第五條 巡按使は所轄地方官吏にして獎勵すべき者と認めれば大總統に呈報し獎勵を請求し、並に内務部に咨陳す

第六條 凡て各縣知事の任免は巡按使より大總統に呈請し並に内務部に咨陳す

第七條 巡按使は所轄各官吏に調査の上賄取の行爲ある時は還りに撤任を行ふことを得

第八條 巡按使は政府の特別委任を受け全省の財政を監督し賦稅出納の稽核及經徵官吏を考核するの權あり、凡て經徵官吏の任免懲獎は財政廳長より巡按使に詳請該辦し轉じて財政部に咨陳す

第九條 財政廳の設置及辦事權限は別に之を定む

第十條 巡按使は政府の特別委任を受け司法行政を監督し司法經費を稽核し及司法官吏等員の考核は、凡て各縣承審官署長其の任免懲獎は、高等審判廳長より巡按使に詳請して核辦し轉じて司法部に咨陳す

第十一條 各級審判人員は巡按使調査の上收賄行爲あれば該管廳長に飭して先づ撤任を行ひ仍は大總統に呈報し懲戒を請求し並に司法部に咨陳す

第十二條 高等審判廳長の司法行政辦事權限及法官懲戒法は別に之を定む

第十三條 巡按使は六ヶ月毎に所轄及

政府が監督を委任せる各高級官吏の辦事成績並に秘密調査書を具して大總統に呈報し考核を仰ぐべし

第十四條 巡按使は所屬特別官署を監督し各該官署の規定する所に依り該主管部の委任する所に依り之を行ふ

第十五條 巡按使は非常事變の際には防衛の爲め兵力を用ひんとする時は近鄰駐紮の軍隊及軍艦長官に咨請し派兵會同處理することを得

第十六條 巡按使公署に政務廳を設け政務廳長は巡按使より應任す

第十七條 巡按使公署政務廳内に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は巡按使より應任す

第十八條 巡按使公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は巡按使より應任す

第十九條 巡按使公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は巡按使より應任す

第二十條 巡按使公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は巡按使より應任す

第二十一條 巡按使公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は巡按使より應任す

第二十二條 巡按使公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は巡按使より應任す

第二十三條 巡按使公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は巡按使より應任す

第二十四條 巡按使公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は巡按使より應任す

第二十五條 巡按使公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は巡按使より應任す

第二十六條 巡按使公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は巡按使より應任す

第二十七條 巡按使公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は巡按使より應任す

第二十八條 巡按使公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は巡按使より應任す

第二十九條 巡按使公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は巡按使より應任す

第三十條 巡按使公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は巡按使より應任す

第三十一條 巡按使公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は巡按使より應任す

第三十二條 巡按使公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は巡按使より應任す

第三十三條 巡按使公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は巡按使より應任す

第三十四條 巡按使公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は巡按使より應任す

第三十五條 巡按使公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は巡按使より應任す

第三十六條 巡按使公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は巡按使より應任す

第三十七條 巡按使公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は巡按使より應任す

第三十八條 巡按使公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は巡按使より應任す

道官制

第一條 道に道尹を置き巡按使に隸屬し一道の行政長官と爲す、道尹は法律命令に依りて道内の行政事務を執行し並に巡按使の委任を受け財政を監督し及司法行政及其他特別官署の行政事務を監督す

第二條 道尹は道内の行政事務に就き其職權に依り或は特別の委任に依り道令を發することを得

第三條 道尹は所轄各知縣知事の命令或は處分が法令に違背し公益を妨害し或は權限を侵越せりと認めたる時は停止し或は處分を撤銷し仍巡按使に呈報す

第四條 道尹は所轄各縣知事に對し懲戒に付すべき者と認めれば大總統に呈報し懲戒を請求し並に内務部に咨陳す

第五條 道尹は所轄各縣知事にして獎勵すべき者と認めれば大總統に呈報し獎勵を請求し、並に内務部に咨陳す

第六條 凡て各縣知事の任免は道尹より大總統に呈請し並に内務部に咨陳す

第七條 道尹は所轄各官吏に調査の上賄取の行爲ある時は還りに撤任を行ふことを得

第八條 道尹は政府の特別委任を受け全省の財政を監督し賦稅出納の稽核及經徵官吏を考核するの權あり、凡て經徵官吏の任免懲獎は財政廳長より道尹に詳請該辦し轉じて財政部に咨陳す

第九條 財政廳の設置及辦事權限は別に之を定む

第十條 道尹は政府の特別委任を受け司法行政を監督し司法經費を稽核し及司法官吏等員の考核は、凡て各縣承審官署長其の任免懲獎は、高等審判廳長より道尹に詳請して核辦し轉じて司法部に咨陳す

第十一條 各級審判人員は道尹調査の上收賄行爲あれば該管廳長に飭して先づ撤任を行ひ仍は大總統に呈報し懲戒を請求し並に司法部に咨陳す

第十二條 高等審判廳長の司法行政辦事權限及法官懲戒法は別に之を定む

第十三條 道尹は六ヶ月毎に所轄及

政府が監督を委任せる各高級官吏の辦事成績並に秘密調査書を具して大總統に呈報し考核を仰ぐべし

第十四條 道尹は所屬特別官署を監督し各該官署の規定する所に依り該主管部の委任する所に依り之を行ふ

第十五條 道尹は非常事變の際には防衛の爲め兵力を用ひんとする時は近鄰駐紮の軍隊及軍艦長官に咨請し派兵會同處理することを得

第十六條 道尹公署に政務廳を設け政務廳長は道尹より應任す

第十七條 道尹公署政務廳内に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は道尹より應任す

第十八條 道尹公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は道尹より應任す

第十九條 道尹公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は道尹より應任す

第二十條 道尹公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は道尹より應任す

第二十一條 道尹公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は道尹より應任す

第二十二條 道尹公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は道尹より應任す

第二十三條 道尹公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は道尹より應任す

第二十四條 道尹公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は道尹より應任す

第二十五條 道尹公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は道尹より應任す

第二十六條 道尹公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は道尹より應任す

第二十七條 道尹公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は道尹より應任す

第二十八條 道尹公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は道尹より應任す

第二十九條 道尹公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は道尹より應任す

第三十條 道尹公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は道尹より應任す

第三十一條 道尹公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は道尹より應任す

第三十二條 道尹公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は道尹より應任す

第三十三條 道尹公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は道尹より應任す

第三十四條 道尹公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は道尹より應任す

第三十五條 道尹公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は道尹より應任す

第三十六條 道尹公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は道尹より應任す

第三十七條 道尹公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は道尹より應任す

縣官制

第一條 縣に知事を置く知事は道尹に隸屬し一縣の行政長官と爲し法律命令に依りて縣内の行政事務を執行し並に道尹の委任を受け財政を監督し及司法行政及其他特別官署の行政事務を監督す

第二條 知事は道内の行政事務に就き其職權に依り或は特別の委任に依り縣令を發することを得

第三條 知事は所轄各知事に對し懲戒に付すべき者と認めれば大總統に呈報し懲戒を請求し並に内務部に咨陳す

第四條 知事は所轄各知事にして獎勵すべき者と認めれば大總統に呈報し獎勵を請求し、並に内務部に咨陳す

第五條 凡て各知事の任免は知事より大總統に呈請し並に内務部に咨陳す

第六條 知事は所轄各官吏に調査の上賄取の行爲ある時は還りに撤任を行ふことを得

第七條 知事は政府の特別委任を受け全省の財政を監督し賦稅出納の稽核及經徵官吏を考核するの權あり、凡て經徵官吏の任免懲獎は財政廳長より知事に詳請該辦し轉じて財政部に咨陳す

第八條 財政廳の設置及辦事權限は別に之を定む

第九條 知事は政府の特別委任を受け司法行政を監督し司法經費を稽核し及司法官吏等員の考核は、凡て各縣承審官署長其の任免懲獎は、高等審判廳長より知事に詳請して核辦し轉じて司法部に咨陳す

第十條 各級審判人員は知事調査の上收賄行爲あれば該管廳長に飭して先づ撤任を行ひ仍は大總統に呈報し懲戒を請求し並に司法部に咨陳す

第十一條 高等審判廳長の司法行政辦事權限及法官懲戒法は別に之を定む

第十二條 知事は六ヶ月毎に所轄及

政府が監督を委任せる各高級官吏の辦事成績並に秘密調査書を具して大總統に呈報し考核を仰ぐべし

第十三條 知事は所屬特別官署を監督し各該官署の規定する所に依り該主管部の委任する所に依り之を行ふ

第十四條 知事は非常事變の際には防衛の爲め兵力を用ひんとする時は近鄰駐紮の軍隊及軍艦長官に咨請し派兵會同處理することを得

第十五條 知事公署に政務廳を設け政務廳長は知事より應任す

第十六條 知事公署政務廳内に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は知事より應任す

第十七條 知事公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は知事より應任す

第十八條 知事公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は知事より應任す

第十九條 知事公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は知事より應任す

第二十條 知事公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は知事より應任す

第二十一條 知事公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は知事より應任す

第二十二條 知事公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は知事より應任す

第二十三條 知事公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は知事より應任す

第二十四條 知事公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は知事より應任す

第二十五條 知事公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は知事より應任す

第二十六條 知事公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は知事より應任す

第二十七條 知事公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は知事より應任す

第二十八條 知事公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は知事より應任す

第二十九條 知事公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は知事より應任す

第三十條 知事公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は知事より應任す

第三十一條 知事公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は知事より應任す

第三十二條 知事公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は知事より應任す

第三十三條 知事公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は知事より應任す

第三十四條 知事公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は知事より應任す

第三十五條 知事公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は知事より應任す

第三十六條 知事公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は知事より應任す

第三十七條 知事公署の各官署に總務、內務、教育、實業の各科を設け政務廳長は知事より應任す

參政院組織法

第一條 參政院は大總統の諮詢に應じて重要な政務を審議す其職權は本法の規定に依て之を行ふ

第二條 左列各款は大總統より參政院に約して之を議決せしむ

一、約法之規定に依て須らく參政院の全意を經べき事件

二、約法及約法に附屬する各法律の義解釋の件

三、行政官署と司法官署の權限爭議事件

四、條約締結に關する事件

五、行政官署設置に關する事件

六、財政整理に關する事件

七、教育振興に關する事件

八、實業擴充に關する事件

九、其他大總統特交の事件

第十條 參政院は第三條第一款及第二款の事件に對し大總統に建議するを得、前項建議の提案は須らく參政十人以上の連署あるべし

第十一條 參政院は院長一人を設け大總統より特任し副院長一人は大總統より參政中に就き之を特任す

第十二條 院長は全院事務を總理し會議の時院長を以て議長と爲す

第十三條 院長は院長を輔佐し院長事故ある時は副院長を以て其職權を代行せしむ

第十四條 參政院は參政五十八乃至七十人を設け大總統より左記資格の一を具有する者ありて之を簡任す

一、國家に功勞ありたる者

二、法律政治に専門の學識を有する者

三、行政の經驗ある者

四、碩學通儒にして經世の著述ある者

第十五條 參政院の會議期日は院長より之を定む

第十六條 第二條第一款約法の所定に依り須らく參政院の同意を經べき事件は參政の三分の二以上の出席の上出席者の三分の二以上の議決を以て之を行ふ

第十七條 第二條第二款第三款及第四條所定の交議或は諮詢及建議事件は參政過半数の出席の上出席者の過半数の議決を以て之を行ふ、可

得

院に諮詢して其意見を徵集するを

一、條約締結に關する事件

二、行政官署設置に關する事件

三、財政整理に關する事件

四、教育振興に關する事件

五、實業擴充に關する事件

六、其他大總統特交の事件

第十條 參政院は第三條第一款及第二款の事件に對し大總統に建議するを得、前項建議の提案は須らく參政十人以上の連署あるべし

第十一條 參政院は院長一人を設け大總統より特任し副院長一人は大總統より參政中に就き之を特任す

第十二條 院長は全院事務を總理し會議の時院長を以て議長と爲す

第十三條 院長は院長を輔佐し院長事故ある時は副院長を以て其職權を代行せしむ

第十四條 參政院は參政五十八乃至七十人を設け大總統より左記資格の一を具有する者ありて之を簡任す

一、國家に功勞ありたる者

二、法律政治に専門の學識を有する者

上海日本火災保險株式會社

資本金 三百萬圓

諸積立金 貳百參拾萬圓

上海支店

號九第A路口漢界租英海上

(番六五三-話電)

日本郵船株式會社

所 上海出帆

歐洲行 二週一回

美國行 二週一回

香港行 一週一回

日本行 一週一回以上

其他日本各港澳洲印度朝鮮支那等諸航路

● 有

日本郵船會社

上海支店

石井 徹

大北汽船會社

大北鐵道會社

代理店

郵船匯山在庫品

(日清の一部含む)

Table listing various goods such as rice, oil, and other commodities with their respective quantities and prices.

上海輸出統計

五月二十二日より同月二十八日に至る一週間の海關日報によれば上海港と日本土、朝鮮、台灣、大連間貿易の形勢は左の如し但し實際の輸出入時日は括弧内の日附を以て表示す

Table showing export statistics for Shanghai, categorized by destination and commodity type.

Table detailing export statistics for Japan, organized into sections for different regions and goods.

Table detailing import statistics for Japan, organized into sections for different regions and goods.

Table detailing import statistics for Korea, organized into sections for different regions and goods.



東亞公司書藥局 (電話一七三四)

上海河南路(工部局北隣)

支那各書籍出版販賣

日本及支那書籍取次販賣

文具房運具及風琴樂器

各學學校社會及商用品類

日藥水月他各種賣製藥販賣

仁丹將湯活田等一等手販賣

醫藥用品及日本各藥

石鹼香油齒粉磨其化粧品

歐亞聯絡最捷交通線

◎急行列車ハ最新式ノ一二二等
寢臺車及食堂車ヲ聯結致居候

○大連長春間急行列車

大連發 日、水曜日午後三時二十分 莫斯科行
木曜日 午後三時二十分 聖彼得堡行

長春着、月、金曜日午後七時十分

○滿鮮直通(釜山長春間)急行列車

釜山發 土、火、水曜日午後九時五十分
安東發 日、水、木曜日午後四時四十分
長春着 月、木、金曜日午後七時十分

○長春大連間急行列車

長春發 月、木、金曜日午後五時四十五分
大連着 火、金、土曜日午前九時

○滿鮮直通(長春釜山間)急行列車

長春發 月、木、金曜日午後五時四十五分
奉天發 火、金、土曜日午前一時二十五分
釜山着 水、土、日曜日午前六時十分

○大連發、急行列車ハ上海着ノ各航路汽船ニ接續致候

歐亞大連間	行	程
哈爾濱	倫敦	倫敦
莫斯可	倫敦	倫敦
聖彼得堡	倫敦	倫敦
林迄	倫敦	倫敦
里迄	倫敦	倫敦
敦迄	倫敦	倫敦
	十二日間半	

鐵道旅館

ルテホトマヤ

大連、旅順、奉天、長春ニアリ
設備完全 食物精選
大連市外星ヶ浦ニハ海岸はてるアリ

(YAMATO)號客報電

大連上海航路

使用船 神戶丸 九三八七六噸
兩船共船内無線電信局アリ

大連發木、土曜日正午 上海着土、月曜日午前
上海發月、水曜日午前 大連着水、金曜日午前

上海大連共ニ棧橋繫留

速力 神戶丸九十九海里航海時間三十一時間
神戶丸九十四海里航海時間四十一時間

(MANSEN)號略報電

撫順炭

大連、營口、天津、芝罘、
上海、香港、新嘉坡、彼南其他東洋諸港ニ於テ常
ニ潤澤ナル貯炭ノ準備アリ

南滿洲鐵道株式會社

町樂有區町麴市京東 社支○ 町園公東市連大 社本○

(MANTETSU)號略報電(番九一二連大)金貯替振